

## II.高齢者虐待防止事業

## 【資料2-2】

【R4 年度目標】 早期発見と迅速な対応を目指し、包括職員や関係者向けの研修会を開催する。

### 1. 高齢者虐待に関する相談通報件数の推移

	相談通報件数	判断した件数	判断に至らなかった件数
令和元年度	22	7	15
令和2年度	22	17	5
令和3年度	22	15	6

#### 《現状と課題》

- ・相談件数は増加傾向にある。過去に相談通報を受理した世帯から再度通報があったケースもある。
- ・相談通報の内容によっては、事実確認が難しく、対応に時間が掛かる場合がある。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大による閉じこもりや失業等が要因となった事案・相談は確認されていないが、今後感染状況の悪化、長期化することで相談が増える場合がある。

### 2. 高齢者虐待防止に向けた取り組みについて

	令和3年度	令和4年度
普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括チラシにて窓口の周知</li> <li>・市報でのPR（9月号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括チラシにて相談窓口を周知</li> <li>・高齢者見守り月間に合わせてパンフレットの配布（2月）</li> <li>・市報でのPR（2月）</li> </ul>
早期発見・相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員、ケアマネージャー等との情報共有。</li> <li>・地区担当保健師との連携。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員やケアマネージャー、関係事業所向けの勉強会や研修会の周知を行う。</li> <li>・権利擁護部会の発足（本庁支所）</li> </ul>
高齢者の保護体制	早期介入、分離が必要なケースについては、特養等と相談できる体制を構築。	引き続き、施設等との連携を図り、発生時迅速な対応ができるよう体制を整備する。
養護者への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェや介護者のつどい等、介護負担軽減への支援。</li> <li>・民生委員、ケアマネージャー、地区担当保健師等との連携。定期的な見守りの実施。</li> </ul>	虐待行為エスカレート防止や繰り返し予防として、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、保健所等と連携し、ケースに合わせて柔軟に支援体制を検討する。
高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催	令和3年7月15（木）開催し、関係者で情報共有。	7月開催予定⇒延期。年度内に再度日程調整し開催。

◎早期に介入できるよう、虐待相談窓口＝地域包括支援センターというPRを繰り返し行う。

◎包括内や介護事業所向けの研修会を行い、複雑化する事案についても関係機関と連携し、迅速な対応を目指す。